



長野県報

9月28日(月)
令和2年
(2020年)
第142号

目 次

規 則

建設業法施行細則の一部を改正する規則（建設政策課）	1
---------------------------	---

告 示

保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	1
建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務区域の増加の認可（建築住宅課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）等変更の届出（会計課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出（3件）（会計課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（3件）（会計課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
文化財保護条例に基づく長野県宝及び長野県無形民俗文化財の指定（文化財・生涯学習課）	5
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	5

公 告

土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	5
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）	5
道路交通法に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習の実施（交通指導課）	6

規 則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年9月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第55号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和47年長野県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第7条第2号」を「第6条第2号」に、「第12条及び第13条第1項」を「第11条、第13条第1項、第13条の2第10項及び第13条の3第8項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

建設政策課

告 示

長野県告示第445号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年9月28日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所
南佐久郡川上村大字秋山890の1、891の3、893の1、893の5

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

秋山890の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種